

世田谷区労働報酬専門部会（第2回）次第

日時：令和7年10月28日（火）14時25分～

場所：区役所第2庁舎4階大会議室A

○ 開会

1. 令和8年度の労働報酬下限額について

2. その他

○ 閉会

配付資料

- ・次第
- ・【資料1】令和8年度の労働報酬下限額の設定について
- ・《参考資料1》 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（特別区人事委員会）
- ・《参考資料2》 令和7年人事委員会勧告等の概要（東京都人事委員会）
- ・《参考資料3》 令和7年 人事院勧告・報告の概要（人事院）

一部の資料については、「区の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不當に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（世田谷区情報公開条例第7条第5号）に該当すること等により非公開とする。